

意見書

平成25年9月10日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成25年9月10日に開催した平成25年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において、県より河川事業1箇所、海岸事業2箇所、公園事業1箇所および街路事業1箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業 [県事業] 【 再評価対象事業 】

19番 二級河川^{しはら}志原川

当該箇所は、昭和52年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、事業期間が極めて長期に及ぶため、事業効果の早期発現を図り、周辺住民の安全・安心の確保につなげられたい。

(2) 海岸高潮対策事業 [県事業] 【 再評価対象事業 】

20番 ^{いそづ}磯津地区海岸

21番 ^{いた}井田地区海岸

20番については、平成16年度に事業に着手し、事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業である。

21番については、平成3年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、20番、21番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

なお、海岸高潮対策事業において、可能な範囲での津波対策の考え方について言及されたい。

(3) 公園事業 [県事業] 【 再評価対象事業 】

2 2 番 ^{ほくせいちゅうおう} 北勢中央公園

当該箇所は、昭和58年度に事業に着手し、平成10年度、15年度、20年度に再評価を行い、その後おおむね5年を経過して継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。
なお、要援護者等の利用に配慮した整備を進められたい。

(4) 街路事業 [県事業] 【 事後評価対象事業 】

5 0 6 番 ^{あさひちゅうおう} 朝日中央線

当該箇所は、平成7年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。
審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。